



## 英国における無線認証

マイケル・ダービー - エレメント - 総務省MRA - 2024年3月6日

# ご挨拶

---



マイケル・ダービー  
(MICHAEL DERBY)

テクニカルディレクター

M: +44 (0)7435 930 187

O: +44 (0)2035 401 820

Michael.Derby@element.com

# 総務省MRAワークショップ アジェンダ

---

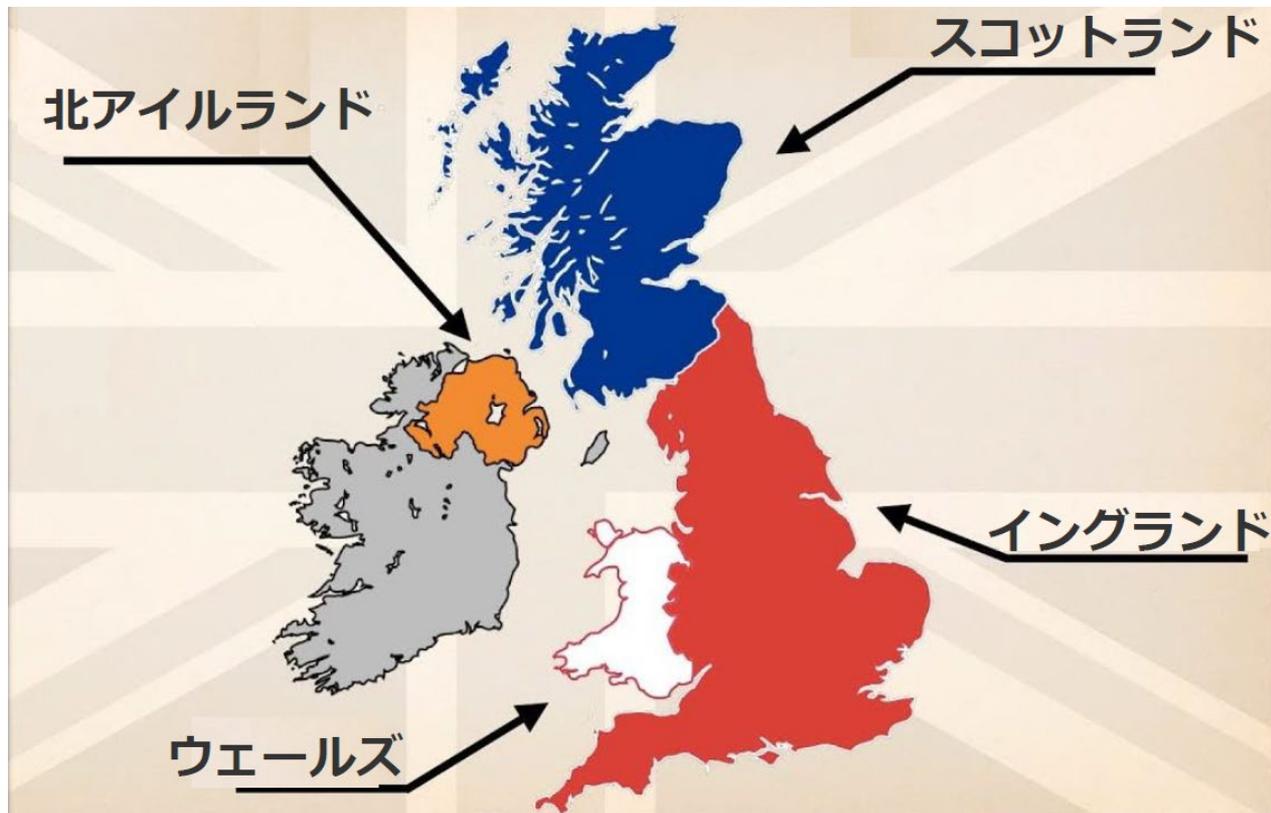
グレートブリテン、英国、北アイルランドの説明

英国における規制認証

英国向けCEマーク取得機器

英国のサイバーセキュリティ法：PSTI

## 関係する国（地域）



# 英国、グレートブリテン、アイルランドとは

---



# 英国、グレートブリテン、北アイルランドの適合マーク



ビジネス・  
エネルギー・  
産業戦略省

CE  
OR  
CE UK  
NI

## 北アイルランド (英国)

CEマークは、自己適合性評価した商品とEUの通知機関が適合性を評価した商品に引き続き使用されます。

CE+UKNIマークは、英国の通知機関が適合性を評価した商品に使用されず (英国の機関は、北アイルランド市場に対してこの地位を保持しています)。

北アイルランド  
(英国)

グレート  
ブリテン  
(UK)

UK  
CA

## グレートブリテン (英国)

英国では、2025年1月1日以降に初めて市場に出される商品にUKCAマークが義務付けられます。

また、英国で市場に出される商品の逆イプシロンマークに取って代わります。

CE

## アイルランド共和国と その他のEU地域

アイルランドとその他のEU地域では、CEマーク (または、必要に応じて逆イプシロンマーク) が引き続き使用されます。

アイルランド  
共和国 (EU)

# 英国無線機器規則（UK RER）

---

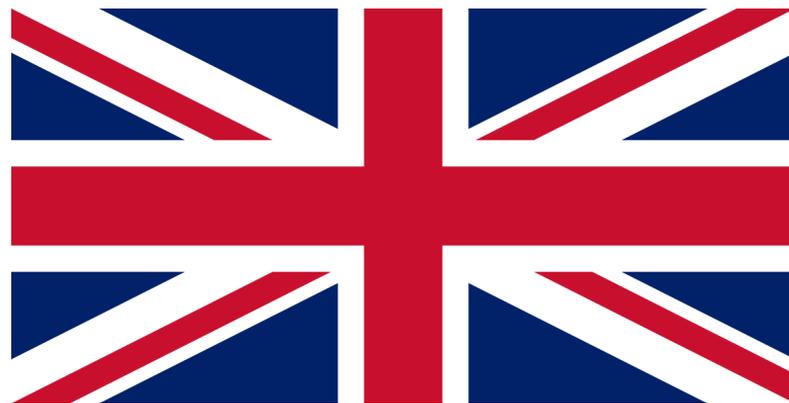
- 英国無線機器規則（UK RER）
  - UKCAマーク
- グレートブリテン（GB）に適用
  - 2021年1月1日より

UK  
CA

# 英国無線機器規則（UK RER）

---

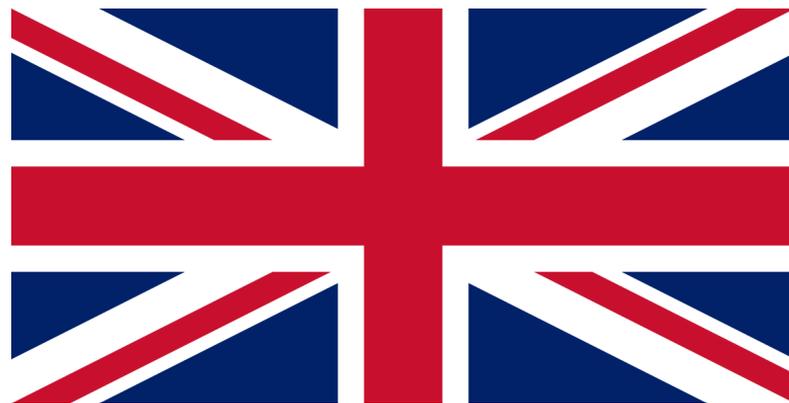
- 英国無線機器規則（UK RER）
  - 無線通信と無線測位
  - EU無線機器指令（RED）と同じ対象範囲
- 無線スペクトラムが異なる可能性がある
  - 思い込みは禁物
  - 5.8 GHz WLAN、Wi-Fi 6E



# 評価要件

---

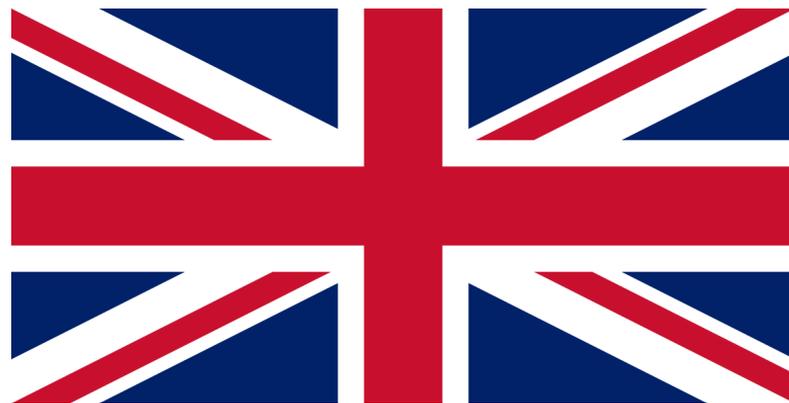
- 必須要件
  - 第6項 (1a) : 安全性
  - 第6項 (1b) : **EMC**
  - 第6項 (2) : 無線
- 市場投入時にDoC (適合宣言書) が必要
  - EU REDと同様、個々のユニットに適用
- 指定規格に基づくこと (最新 : 2024年2月2日)
  - <https://www.gov.uk/government/publications/designated-standards-radio-equipment>



# 評価要件

---

- 必須要件
  - 第6項 (1a) : 安全性
  - 第6項 (1b) : **EMC**
  - 第6項 (2) : 無線
- REDと同様の試験手順
  - ほとんどの場合、同じ規格
  - 「EN」規格



# UK RER – 適合宣言書 (DoC)

---

1

**DoC**

最終製品に適用

「認証」ではない

認可機関(AB)  
型式審査証明書(TEC)  
RER第6条第2項

# UK RER – 評価の範囲

---

**製品の安全性**  
第6項 (1a)

(RED 第3.1a条と同じ)

**EMC性能**  
第6項(1b)

(RED 第3.1b条と同じ)

**無線性能**  
第6項 (2)

(RED 第3.2条と同じ)

UK RERに  
含まれない  
内容もある

# UKCA マーク

---

UKCA マーク /  
ラベル

技術資料

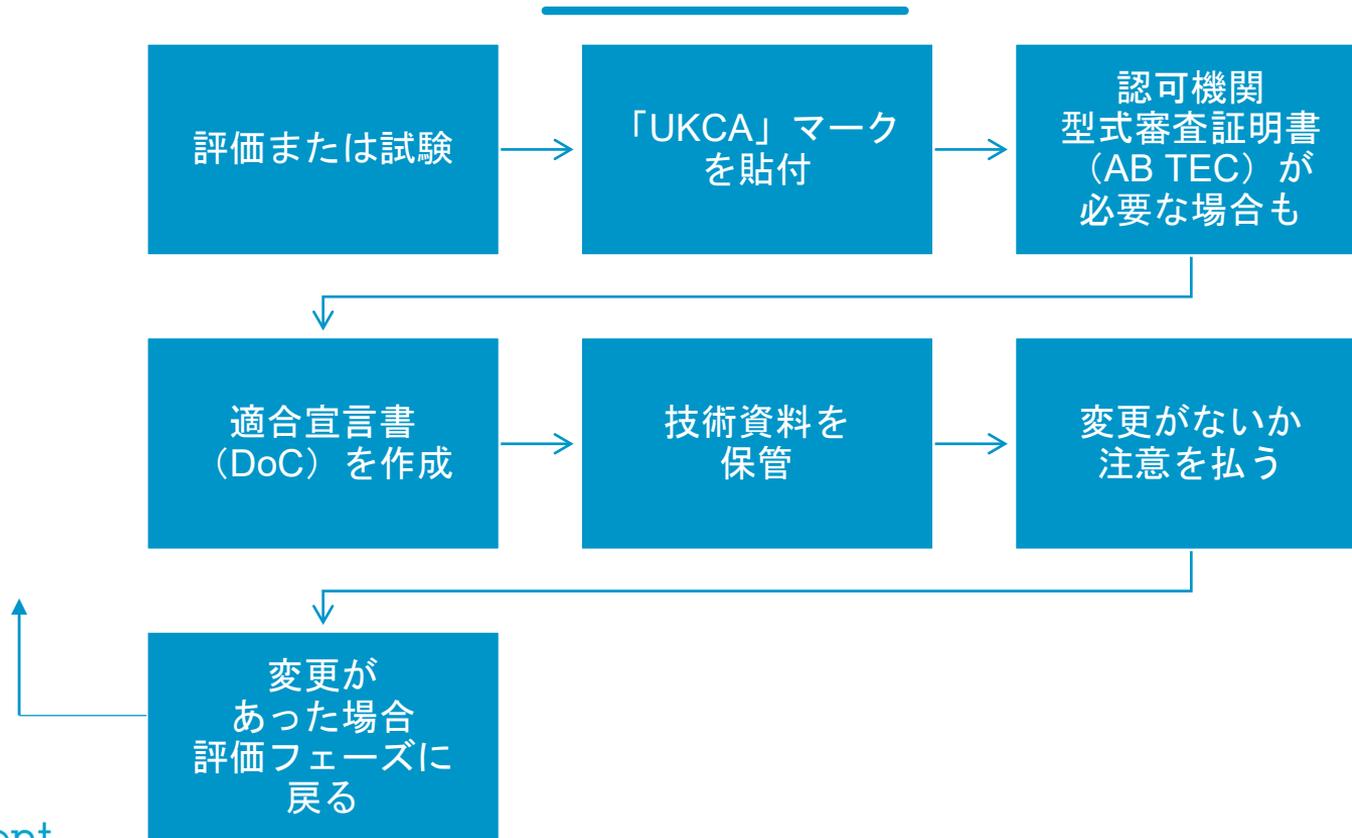
UKCA マーク

メーカー名と詳細

UKに本社を置く輸入業者と製品

UK  
CA

# RER適合プロセス

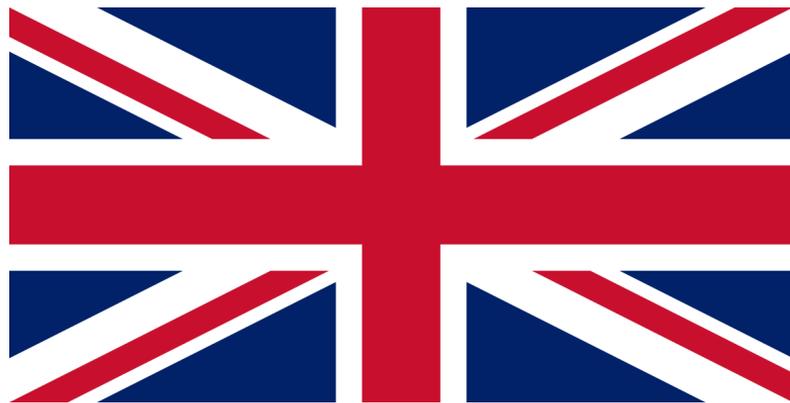


# EUとグレートブリテンの比較

---



CE



UK  
CA

# UK RERとEU REDの比較 – 評価

---

## 評価の比較

EU：整合規格（Harmonised Standards）

UK：指定規格（Designated Standards）

EU：通知機関（Notified Body）

UK：認可機関（Approved Body）

第3.3条 – 英国は該当なし

(g) 緊急通話

(d)、(e)、(f) サイバーセキュリティ  
(2025年8月)

RED第3.4条 – 英国は該当なし

共通充電ポート

# UK RERとEU REDの比較 – ラベリング

---

ラベリング  
比較

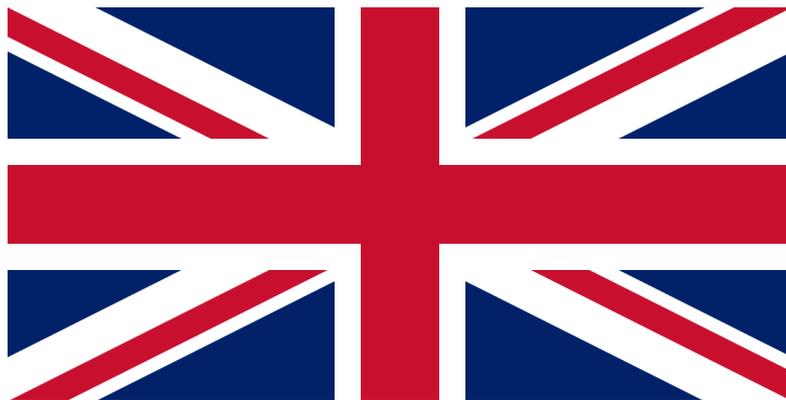
CEマーク  
UKCAマーク

EU DoC  
UK DoC

EU輸入業者の詳細  
UK輸入業者の詳細

# 英国のUKCA

---



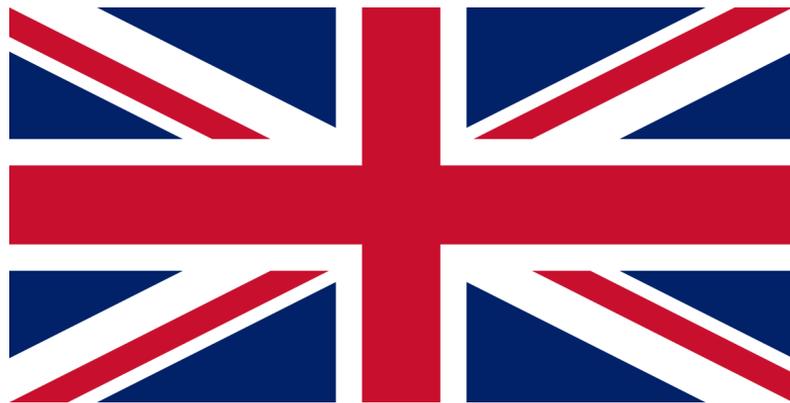
**UK  
CA**

# CEマーク取得製品の英国への投入？

---



**CE**



**UK  
CA**

# CEマーク取得機器の英国への投入

---

RED適合  
CEマーク  
取得機器の  
英国への投入

- 昨年述べた情報：
- CEマーク取得**無線機器**の英国への投入
  - CEマークは2024年12月31日まで容認
- 2025年1月1日から英国ではUKCAマークを使用

# CEマーク取得機器の英国への投入

---

RED適合  
CEマーク  
取得機器の  
英国への投入

- 今年の情報：
- CEマーク取得無線機器の英国への投入
  - CEマークを無期限で容認
- 英国向けのUKCAマークは義務化しない
- 以上は無線機器（RED）に関する決定である

## 指令/規制 – 投入を許容

---

RED適合  
CEマーク  
取得機器の  
英国への投入  
(UKCAマーク  
不要)

- 無線機器
- 電磁両立性
- 低電圧電気機器
- 計測機器
- レジャー用船舶
- 屋外使用機器
- 計量容器
- 圧力機器
- 個人用保護具
- 簡易圧力容器
- 非自動はかり
- UKEX（防爆）
- 玩具の安全性
- エコデザイン
- RoHS
- 機械
- ガス機器
- 民間用爆発物
- リフト
- エアロゾル
- 火工品

## 指令/規制 – 投入不可

---

UKCAマークが  
必要

- 医療機器
- 建設製品
- 鉄道製品
- ロープウェイ
- 移動式圧力機器
- 舶用機器
- 無人航空機（ドローン）

## 詳細

---

本情報の  
法的情報

- 既存の法律文書は「2024年12月31日」のまま
- 期限を削除する案は、英国政府による「提案」
- 新しい法律文書が「2024年春」に登場予定
  - （英国の春＝3月から5月？）
- 他の規制が後で追加されるかどうかは不明

## コメント

---

### コメント

- 英国に拠点を置く輸入業者の詳細は引き続き必要
  - 法律文書化を予定（2024年春）
- 規制が混在する場合、英国ではUKCAマークとCEマークを併用できる
- いくつかの例を紹介

## UKCAマークの使用を望む場合

---

メーカーが  
望んで使用する  
UKCAマーク

- UKCAマークは英国のすべての規制に使用
  - UK DoCにすべての規制を記載
- 製品にはCEマークも貼付されることがある
  - EUでも販売されるため

# 任意で使用できるCEマーク

---

メーカーが  
任意で使用する  
CEマーク

- すべての規則が21件の承認リストに記載されている場合
  - 例：
    - 無線機器指令
    - RoHS指令
    - エコデザイン指令
- 上記はすべて、英国が承認してブリテンへ受け入れ
- UKCAマークと UK DoCは不要

# 任意で使用できるCEマーク

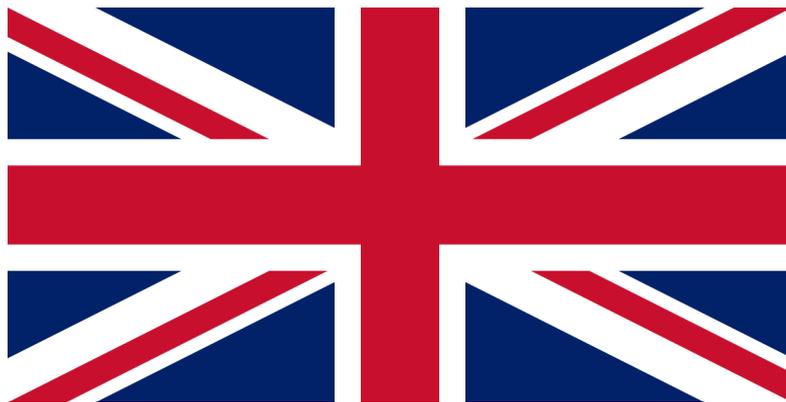
---

メーカーが  
任意で使用する  
CEマーク

- 一部の規則が21件の承認リストに記載されている場合
  - 例（2028年以降）：
    - 無線機器指令
    - RoHS指令
    - 医療機器指令
- 上記については、すべての規則を英国が承認してグレートブリテンへ受け入れているわけではない
- すべての指令にCEマークを使用
- 医療機器ではUKCAマークも併用
- EUと英国のDoCを提供

# 英国のその他の活動

---



# 英国のサイバー活動

---

- 英国のPSTI（製品セキュリティおよび電気通信インフラストラクチャ法）-サイバーセキュリティ法
  - 製品セキュリティと電気通信インフラ
  - 英国市場に投入するコンシューマー用コネクテッドIoTに適用
  - **2024年4月29日～**
    - 無線・有線
    - インターネット接続
    - ネットワーク接続

<https://www.gov.uk/government/publications/the-uk-product-security-and-telecommunications-infrastructure-product-security-regime>



# 英国のサイバー活動

---

- 英国のPSTI（サイバーセキュリティ法）

- EN 303 645の一部に基づく

- 機器ごとに固有のパスワード
    - ユーザーがサイバーセキュリティの問題についてメーカーに知らせるためのプロセス
    - メーカーはセキュリティの問題を修正するための手順を確保
    - 製品サポート期間の明記をメーカーに義務付け



# 英国のサイバー活動

---

- 英国のPSTI（サイバーセキュリティ法）
  - UKCA（またはCE）マーキングとリンクしていない
    - （したがってCE承認の影響を受けない）
  - 製品の適合申告書
    - メーカーは申告書に署名する義務がある（DoCなど）
    - 輸入業者とディストリビューターの問題
  - 規制違反には高額の問題
  - EU REDサイバー要件とは大幅に異なる



私たちは  
確かにします

[www.element.com](http://www.element.com)

マイケル・ダービー michael.derby@element.com